(三)　地方公共団体の施策
　地方公共団体は、(一)から(三)までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとすることとした。（第二一条関係）
4　学校教育情報化推進会議
(一)　政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。(二)において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとすることとした。（第二二条第一項関係）
(二)　関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、(一)の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとすることとした。（第二二条第二項関係）
5　施行期日
　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇日本語教育の推進に関する法律（法律第四八号）（文部科学省）

1　総則
(一)　目的
　この法律は、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
(二)　定義
　この法律における「外国人等」及び「日本語教育」の定義を定めることとした。（第二条関係）
(三)　基本理念等
　この法律の基本理念、国、地方公共団体及び事業主の責務、連携の強化、法制上の措置等並びに資料の作成及び公表について定めることとした。（第三条～第九条関係）
2　基本方針等
(一)　基本方針
　政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第一〇条関係）
(二)　地方公共団体の基本的な方針
　地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとすることとした。（第一一条関係）
3　基本的施策
(一)　国内における日本語教育の機会の拡充
　国は、外国人等である幼児、児童、生徒等、外国人留学生等及び外国人等である被用者等に対する日本語教育の充実、難民に対する日本語教育の提供、地域における日本語教育機会の拡充並びに国民の理解と関心の増進に関し必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一二条～第一七条関係）
(二)　海外における日本語教育の機会の拡充
　国は、海外における日本語教育の機会の拡充に関し、海外における外国人等に対する日本語教育の支援及び海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育の充実に関し必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一八条及び第一九条関係）
(三)　日本語教育の水準の維持向上等
　国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等、教育課程の編成に係る指針の策定等並びに日本語能力の評価方法の開発等の施策を講ずるものとすることとした。（第二〇条～第二三条関係）
(四)　日本語教育に関する調査研究等
　国は、日本語教育に関する調査研究及び情報の提供等の施策を講ずるものとすることとした。（第二四条及び第二五条関係）
(五)　地方公共団体の施策
　地方公共団体は、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとすることとした。（第二六条関係）
4　日本語教育推進会議等
(一)　日本語教育推進会議
(1)　政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（(2)において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとすることとした。（第二七条第一項関係）
(2)　関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、その意見を聴くものとすることとした。（第二七条第二項関係）
(二)　地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等
　地方公共団体に、日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができることとした。（第二八条関係）
5　検討
　国は、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）
6　施行期日
　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（法律第四九号）（文部科学省）

1　総則
(一)　目的
　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
(二)　定義
　この法律における「視覚障害者等」、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」及び「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」の定義を定めることとした。（第二条関係）
(三)　基本理念
　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととした。（第三条関係）
(1)　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
(2)　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られること。
(3)　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。
(四)　責務
　国及び地方公共団体の責務を規定することとした。（第四条及び第五条関係）
(五)　財政上の措置等
　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）
2　基本計画等
(一)　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととした。（第七条関係）